

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、土地収用の  
裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

平成二十二年六月十日

広島県収用委員会

一 起業者

広島県

二 事業の種類

東広島都市計画道路事業三・三・八号吉行飯田線

三 裁決手続を開始する土地の所在、地番、地目及び面積

所在	地番	地目		面積		裁決手続を開始する土地の面積（㎡）
		公簿	現況	公簿（㎡）	実測（㎡）	
東広島市 西条町吉行 字西楽寺前	二二一九三番	ため池	ため池	一〇六三二	一〇六四八・五一	一八三・〇八
東広島市 西条町吉行 字西楽寺前	二二一九四番一	ため池	ため池	五六七八	五六七八・二四	七・〇八
						二三八・八六

四 土地所有者の氏名及び住所

不明

ただし、東広島市

又は、広島県東広島市西条土与丸二丁目五番一〇号 西楽寺池水利組合

のうち全員又は一部の者

五 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

なし

六 土地収用裁決の手続開始を決定した日

平成二十二年五月二十五日